

<保険の加入について>

当団体では、支援活動をするにあたり、下記の3つの保険に加入しています。
個人で手続する必要はありません。入会（登録 承諾書を確認）が原則です。

◎地域子育て支援補償保険（女性労働協会） 対象者：全会員

ファミリー・サポートセンター事業で活動中に 依頼会員の子どもや協力会員がケガをした場合、協力会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するもの。

1. 依頼子供傷害保険

* 預かり中又は自宅と預かり場所の往復途上に
子どもがケガをした場合

死亡	300万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じ最高300万円
入院	日額 3,000円 (180日限度)
手術	入院中の手術 :30,000円 それ以外の手術 :15,000円
通院	日額 2,000円 (90日限度)

2. サービス提供会員傷害保険

* 預かり中又は自宅と子ども宅や保育所等との往復途上に、
協力会員がケガをした場合

死亡	500万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じ最高500万円
入院	日額 3,000円 (180日限度)
手術	入院中の手術 :30,000円 それ以外の手術 :15,000円
通院	日額 2,000円 (90日限度)

3. 賠償責任保険

対人/対物	1名・1事故につき	2億円 (条件あり)
-------	-----------	------------

◎グループ保険（女性労働協会） 対象者：プレミアム会員

地域で子育て支援活動を実施している団体（女性労働協会のカリキュラム24時間以上の講習修了者で構成した団体）で、活動中にメンバーや支援される子どもがケガをした場合、メンバーが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するもの。

1. 普通傷害保険

活動中に協力会員又は預かった子どもがケガした場合

死亡	300万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じ最高 300万円
入院	日額 3,000円 (事故日より180日まで)
手術	入院中の手術 :30,000円 それ以外の手術 :15,000円
通院	日額 2,000円 (事故日より180日以内90日まで)

2. 賠償責任保険

法律上の損害賠償責任を負った場合

対人賠償	1名につき	2億円 免責なし
	1事故および 保険期間中	5億円 免責なし
対物賠償	1事故につき	500万円 免責なし
管理委託物	1事故につき	10万円 免責5千円)

◎ボランティア保険（社会福祉協議会） 対象者：協力会員

協力会員が無償で行う活動中に、ケガを負った場合補償します。毎年3月末に協力会員別に当団体が手続きします。
年度の途中入会の方は、随時 加入します。名前と年齢を登録)

死亡	1,040万円
後遺障害	後遺障害 の程度に応じ最高 1,040万円
入院	日額 6,500円
手術	入院中の手術 :65,000円 それ以外の手術 :32,500円
通院	日額 4,000円
賠償責任保険	5億円 限度額)



※詳細については、ご入会時にご確認ください。